

甲欄  
乙欄

令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿

所屬		職名	住所	氏名	整理番号							
			(郵便番号 - )	(フリガナ)								
			(生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日)									
区分	月区分	支給日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円	
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
計			①	②			③					
賞与等							(税率 %)					
							(税率 %)					
							(税率 %)					
							(税率 %)					
	計			④	⑤		⑥					
	手当等											
年調												
	整											

扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無	区分	源控対象者	泉除対象者	一般の控除対象親族	特定扶養親族	老人扶養親族			一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦はひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
							同居	居親	その他							
有・無	有・無	当	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・無	有・無	初	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・無	有・無	/	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・無	有・無	/	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・無	有・無	控除額	1人当たり(万円)合計(万円)			38	63	58	48	27	40	75	27 35	(寡婦) (ひとり親)	27	有・無

区	分	金額	税額
給料・手当等	①		③
賞与等	④		⑥
計	⑦		⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	(1円未満切上げ、最高150,000円)	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪		
社会保険料等控除額	⑫		
生命保険料の控除額	⑬		
地震保険料の控除額	⑭		
配偶者(特別)控除額	⑮		
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		
基礎控除額	⑰		
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲		
差引課税給与所得金額(⑪-⑲)及び算出所得税額	⑳		㉒
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓		
年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)	㉔		
年調年税額(㉔×102.1%)	㉕		(100円未満切捨て)
差引超過額又は不足額(㉕-⑧)	㉖		
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘	
	差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)	㉙	
不足額の精算	同上的 本年中に還付する金額	㉚	
	うち 翌年において還付する金額	㉛	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉜	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝	

区	分	金額	税額
計		①	②
		③	④
		⑤	⑥
		⑦	⑧
		⑨	⑩
		⑪	⑫
		⑬	⑭
		⑮	⑯
		⑰	⑱
		⑲	⑳
		㉑	㉒
		㉓	
		㉔	
		㉕	(100円未満切捨て)
		㉖	
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘	
	差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)	㉙	
不足額の精算	同上的 本年中に還付する金額	㉚	
	うち 翌年において還付する金額	㉛	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉜	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝	

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
			円	円	円	円	円	円	円	円	区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	・	・	・
											社会保険料等控除後の賞与の金額 <sup>①</sup>	円	円	円
											$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ <sup>②</sup>			
											②に対する月額表に定める税額 <sup>③</sup>			
											算出税額 (③×6又は12)			
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
											区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	・	・	・
										社会保険料等控除後の賞与の金額 <sup>①</sup>	円	円	円	
										$① \times \frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ <sup>②</sup>				
										②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 <sup>③</sup>				
										③に対する月額表に定める税額 <sup>④</sup>				
										④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 <sup>⑤</sup> に対する月額表の税額				
										算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申請書の受付月日		徴収猶予承認月日		徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額		円				
	月	日	月	日	自	月	日	至	月		日			

### 【源泉徴収税額表】

月々（日々）の給与や賞与などから源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の税額は、「令和6年分源泉徴収税額表」を使用して求めることができます。

なお、「令和6年分源泉徴収税額表」の税額については、令和5年分から変更はありません。

令和6年分 源泉徴収税額表



### 【年末調整がよくわかるページ】

国税庁ホームページに、「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

このページの「源泉徴収義務者（給与の支払者）の方へ」には、年末調整の手順や源泉徴収票の作成等について解説した動画、パンフレット及び扶養控除等申告書等の各種様式を掲載しています。

また、年末調整の計算において使用する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」及び「年末調整のための算出所得税額の速算表」も掲載しています。

さらに、このページの「給与所得者（従業員）の方へ」には、扶養控除等申告書の記載例など従業員の方が各種申告書に記載する際に役立つ情報を掲載しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和6年分の各種情報については、令和6年10月頃に掲載いたします。